

主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国との補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

一 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第八項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十九条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

七 と。
八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改修又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する業務を行うこと。
十 物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務を行うこと。
十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道施設（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。

三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又

（鉄道施設の貸付け等）

第十四条 機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定による貸付け及び譲渡に關し必要な事項は、政令で定める。

2 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第六号及び第四十八条の規定は、適用しない。

（業務の委託）

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）及び第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項第一号に

4 第一項第一号又は第五号の鐵道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鐵道施設の建設に伴つて機構が取得した土地に建設し、及び管理する

業の業務運営の効率化に関する措置その他の
鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる
事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に
対し、これらの事業等に要する費用に充てる
資金の全部又は一部について、予算で定める
国の補助金等の交付を受け、これを財源とし
て、補助金等を交付すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
機構は、前二項に規定する業務のほか、海外
社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に
関する法律（平成三十年法律第四十号）第四条

三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帶する業務並びに同条第三項及び第四項の業務
- 二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帶する業務
- 三 第十三条第一項第九号及び第十号の業務並びにこれらに附帶する業務

3
2
前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二十四条第一項及び第三十条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該託業に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。の一部を金融機関に委託することができる。

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第二百三十六号。附則第十一条第二項において「債務等処理法」という。）に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十一項の規定により繰

繰入金を旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

機構は、新債務等処理法に基づいて自らが行うこととされた業務を確實かつ円滑に実施するため、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公團に対しても負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第七条第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れるものとする。

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。ただし、通則法第四十六条の三第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないこととなつたときは、この限りでない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について、従前の条件により存続するものとする。

一 公團の長期借入金 旧債務等処理法第二十条八条において読み替えて適用される旧公團法

二 事業団の長期借入金 旧事業団法第三十一条の規定による保証契約

三 鉄道建設債券 旧公團法第二十九条の二の規定による保証契約

四 鉄道整備基金債券 旧事業団法附則第八条第一項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

五 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券

六 第十九条第二項及び第三項の規定の適用について、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

七 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期に

借入金及び債券は、第二十一条の規定の適用については、それぞれ、同条の長期借入金及び機構債券とみなす。

一 公團の長期借入金及び事業団の長期借入金並びに旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金、譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下この条及び附則第十二条において「保有機構」という。)の長期借入金及び基金の長期借入金

二 鉄道建設債券、運輸施設整備事業団債券及び鉄道整備基金債券

4 法律第九十三号)第三十六条第二項の規定は、附則第二条第一項の規定による公團の解散の際にその職員として在職する者(旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国有鉄道清算事業団の解散の際にその職員として在籍し、かつ、引き続き公團の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、同項において準用する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとす

る。

5 日本国鉄道改革法(昭和六十一年法律第百八十七号)第二十三条第七項の規定は、附則第三条第一項の規定による事業団の解散の際にその職員として在職する者(譲渡法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(附則第十一条において「改正前改革法」という。)第二十三条第六項の規定の適用を受けた者である。)の成立の日前において同じ。)であるものに使用され同法による被保険者は、(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)と読み替えるものとす

る。

一 公團の長期借入金 旧債務等処理法第二十条八条において読み替えて適用される旧公團法

二 事業団の長期借入金 旧事業団法附則第八条第一項の規定による保証契約

三 鉄道建設債券 旧公團法第二十九条の二の規定による保証契約

四 鉄道整備基金債券 旧事業団法附則第八条第一項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

五 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券

六 第十九条第二項及び第三項の規定の適用について、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

7 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期に

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)については、それぞれ、同条の長期借入金及び機構債券とみなす。

一 公團の長期借入金及び事業団の長期借入金並びに旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金、譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下この条及び附則第十二条において「保有機構」という。)の長期借入金及び基金の長期借入金

二 鉄道建設債券、運輸施設整備事業団債券及び鉄道整備基金債券

5 法律第九十三号)第三十六条第二項の規定は、附則第二条第一項の規定による公團の解散の際にその職員として在職する者(旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国有鉄道清算事業団の解散の際にその職員として在籍し、かつ、引き続き公團の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、同項において準用する者(施行日の前日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとす

る。

6 日本国鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第百二十八号)次項において「平成八年改正前の共済法」という。)第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する

等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する

法律等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する

輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八号)以下この項において「機構法」という。)附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所(日本鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第二十一条第一項に規定する特例業務を行う事業所又は事務所を除く。)のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)次項において「平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する

等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する

法律等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する

までの業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十二条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに附則第十一条第一項第一号から第四号まで及び第七号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十九条第一項第一号中「第十二条」とあるのは「第十二条（附則第十一条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十二条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によるその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

11 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による東京地下鉄株式会社への貸付金（旧鐵道法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。

（事業の認定）

12 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鐵道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象となることが適当である旨の認定を受けることができる。

国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要な他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

4 めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 旧事業団法第二十二条第二項の規定による認定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(財務大臣との協議)

第十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 附則第十一一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公團法第二十二条第二項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 附則第十一一条第九項の規定により同項の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定めようとするとき。

三 前条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

(日本鉄道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止)

第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本鉄道建設公團法

二 運輸施設整備事業団法

(日本鉄道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十五条 旧公團法(第十条を除く)、旧事業団法(第十一條を除く)又は旧債務等処理法(第十八条を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は新債務等処理法中の相当する規定によりした処分手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によること

(政令への委任)

<p>附則（平成一四年一二月一八日法律第一〇二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十二条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。</p> <p>附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p> <p>附則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略 れか遅い日</p> <p>三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のはずれか遅い日</p> <p>附則（平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略 二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のはずれか遅い日</p> <p>附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年七月一日

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条(国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。)、第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港湾法第五十条の二及び第五十五条の七第二項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第二十二条の規定 平成十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

り」とあるのは「第三号」を削り、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」にとする。不廉価建造契約防止法の施行の日が附則第二

前条の規定は、適用しない。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一九号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
(施行期日)

(施行期日) 附 則 (平成二八年一月一八日法律第
七九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
(同法に付する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なる程前の例による。

貿の適用については、かねて前回の例によれば、
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定むる。

（調整規定） 指置を含む）は、政令で定める。

第五条 不当廉価建築等防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

附 則（平成三〇年五月一五日法律第二
七号）少
定は適用しない

(施行期日) 九号 挑

第一條 この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、付則第二条第一項第二号第一二

施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第五十五条 施行日前にした行為及びこの附則の

規定によりなほ従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

定める。
附 則（平成三〇年六月一日法律第四〇

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条の改正規則		第十三条第三項		第十三条第四項	
定	欄に掲げる字句とする。	中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項第二項	中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項第三項	中「前各項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項第四項	（調整規定）
第十九条第一項第一号の改正規定	附則第七条第一項第一号の改正規定	若しくは第三項「及び第四項」を「第三項若しくは第三項」に改め、同条第三項の下に「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項第三項	機構は、前二項に「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第四項の下に「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同項第五項	機構は、前二項に「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第四項の下に「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同項第五項	不當廉価建造契約防止法の施行の日が、該条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人人材道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
附則（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄	附則（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄	（施行期日等）	（施行期日等）	（施行期日等）	（施行期日等）
第一条	第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第一項第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第一項第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第一項第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第一項第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。
附則（令和二年六月三日法律第三六二号）抄	附則（令和二年六月三日法律第三六二号）抄	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

<p>第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年三月三一日法律第一七号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置</p> <p>第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p> <p>第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造約の防止に関する法律の一部改正)</p> <p>第五条</p> <p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、施行の日前である場合には、前項の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (令和五年六月一七日法律第一八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年五月一二日法律第二四号) 抄 (施行期日)</p>
---	--

四 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定、附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定、附則二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十三年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（第二十三条）を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

附 則（令和六年五月一日法律第二三号）抄

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）第十五条第一項の改正規定（「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る。）公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日